

7	『措置評価委員会規則』
C D S 6	『措置評価委員会規則』
I R S 6	『措置評価委員会規則』
国債店頭取引 9	『措置評価委員会規則』

(※取引所取引等に係る清算業務、C D S取引に係る清算業務、金利スワップ取引清算業務、国債店頭取引清算業務に共通)

措置評価委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第33条の2、C D S清算業務に関する業務方法書（以下「C D S業務方法書」という。）第36条、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「金利スワップ業務方法書」という。）第36条及び国債店頭取引清算業務に関する業務方法書（以下「国債店頭取引業務方法書」という。）第33条の規定に基づき、措置評価委員会に関して必要な事項を定める。

(措置評価委員会の設置)

第2条 当社は、取締役会の諮問委員会として、措置評価委員会を設ける。

(諮問事項)

第3条 当社は、清算参加者（業務方法書第5条第2項に規定する現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格若しくはF X清算資格、C D S業務方法書第2条第60号に規定するC D S清算資格、金利スワップ業務方法書第2条第12号に規定する金利スワップ清算資格又は国債店頭取引業務方法書第5条第2項に規定する国債店頭取引清算資格のうちいずれかの清算資格を有する者をいう。以下同じ。）に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。

- (1) 業務方法書第29条、第29条の2、第29条の3に規定する措置又は業務方法書第32条において準用する業務方法書第14条第5項に規定する異議の申立てに対する判断
- (2) C D S業務方法書第28条、第30条若しくは第31条に規定する措置又はC D S業務方法書第35条において準用するC D S業務方法書第15条第5項に規定する異議の申立てに対する判断
- (3) 金利スワップ業務方法書第28条、第30条若しくは第31条に規定する措置、金利スワップ業務方法書第35条において準用する金利スワップ業務方法書第15条第5項に規定する異議の申立てに対する判断又は金利スワップ運営委員会に関する規則第5条第2項に規定する委員の選任の取消し（委員について破綻等を認定した場合又は委員が同条第1項各号に掲げる者に該当しなくなった場合によるものを除く。）に関する判断
- (4) 国債店頭取引業務方法書第28条に規定する措置、国債店頭取引業務方法書第31条において準用する国債店頭取引業務方法書第13条第4項に規定する異議の申立てに対する判断又は国債店頭取引運営委員会に関する規則第5条第3項に規定する委員の選任の取消し（委員について破綻等を認定した場合又は委員が同条第1項各号に掲げる者に該当しなくなった場合によるものを除く。）に関する判断

7	『措置評価委員会規則』
C D S 6	『措置評価委員会規則』
I R S 6	『措置評価委員会規則』
国債店頭取引 9	『措置評価委員会規則』

(※取引所取引等に係る清算業務、C D S取引に係る清算業務、金利スワップ取引清算業務、国債店頭取引清算業務に共通)

- 2 前項の規定は、業務方法書第29条の2、C D S業務方法書第30条及び金利スワップ業務方法書第30条に規定する措置（自己の計算による取引に係るものに限る。）を行おうとするときその他緊急の必要があるときは、適用しない。この場合、当社は措置等を行った後、遅滞なくその内容を措置評価委員会に報告しなければならない。
- 3 措置評価委員会は、第1項の措置又は判断に関し、当社の諮問に応じ又は意見を述べることができる。この場合において、当社はこれを尊重しなければならない。

(委員)

第4条 措置評価委員会は、3名以上5名以内の委員をもって構成する。

- 2 措置評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。ただし、措置評価委員会の委員のうちの過半数は、第2号に該当する者（以下「清算参加者外委員」という。）でなければならない。
 - (1) 清算参加者の常務に従事する役員又は従業員で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者
 - (2) 清算参加者の常務に従事する役員又は従業員以外の者で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者
- 3 措置評価委員会の委員の構成が前項ただし書に定める要件に該当しなくなった場合には、取締役社長は、遅滞なく、清算参加者外委員のうちから、新たに委員を委嘱するものとする。
- 4 委員の任期は、委嘱後1年とする。ただし、委嘱の時期その他の事情を勘案して当社が必要と認めるときは、1年以内の当社が定める期間とする。

(委員長)

第5条 措置評価委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は、清算参加者外委員のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。
- 3 委員長は、会務を掌理する。
- 4 委員長が欠け又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行い又は代理する。

(委員会の招集)

第6条 措置評価委員会は、取締役社長が招集する。ただし、取締役会決議により招集することを妨げない。

(開催の方法)

第7条 措置評価委員会は、取締役社長又は取締役会が必要と認めるときは、電話その他の方法によ

7	『措置評価委員会規則』
C D S 6	『措置評価委員会規則』
I R S 6	『措置評価委員会規則』
国債店頭取引 9	『措置評価委員会規則』

(※取引所取引等に係る清算業務、C D S取引に係る清算業務、金利スワップ取引清算業務、国債店頭取引清算業務に共通)

り会議を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。

- 2 措置評価委員会は、取締役社長又は取締役会が必要と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

(決議の方法)

第8条 措置評価委員会は、委員（第3項の規定により審議に参加することができない委員を除く。次項において同じ。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 措置評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

(事情聴取)

第9条 措置評価委員会は、第3条に定める諮問事項について適切な判断を行うために必要があると認めるときは、その事案に關係のある清算参加者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(委員の秘密保持義務)

第10条 委員又は委員であった者は、裁判所、監督官庁その他公的機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合その他正当な理由なくして、その職務上知り得た秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事實をいう。）を他に漏らし、又は窃用してはならない。

付 則

この規則は、平成20年6月16日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成23年7月19日から施行する。
- 2 この規則の改正前に選任された委員の義務に関しては、当該委員の任期中に限り、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成24年10月9日から施行する。

付 則

7 『措置評価委員会規則』
C D S 6 『措置評価委員会規則』
I R S 6 『措置評価委員会規則』
国債店頭取引 9 『措置評価委員会規則』

(※取引所取引等に係る清算業務、C D S 取引に係る清算業務、金利スワップ取引清算業務、国債店頭取引清算業務に共通)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。